

ごみの分別について

第1章 はじめに

- (1) 上尾市の現状
- (2) プラスチックごみについて

第2章 新たなごみの分別

- (1) 新旧対照表
 - (2) 各分別における対象物
 - (3) 収集区分（回収スケジュール）の見直し
 - (4) 今後のスケジュール予定
- （参考）ごみ収集区域の見直し

第3章 家庭ごみの有料化

- (1) 一般廃棄物処理有料化の手引き
- (2) 導入状況
- (3) 有料化導入の基礎的研究
- (4) 今後のスケジュール予定

第4章 市民コメント制度



第1章 はじめに

現在、上尾市（以下、「本市」という。）で出されたごみは、市西側の平方地区にある西貝塚環境センターに運ばれます。西貝塚環境センターは、平成10年3月に稼働を開始し、28年が経過しました。現在、施設の延命工事を実施していますが、老朽化は避けて通ることはできません。

さて、みなさんは、上尾市と伊奈町（以下、「両市町」という。）で**新たなごみ広域処理施設**（以下、「新施設」という。）の整備を進めていることを知っていますか。伊奈町大字小室を建設予定地（資料1参照）とし、令和15年度稼働開始を目指しています。

両市町は、令和5年4月に**上尾伊奈資源循環組合**を設立し、「ごみ処理施設に係る計画の策定」や「ごみ処理施設の整備及び稼働後の管理運営」についての事務を進めています。

前述のとおり、新施設は両市町共同で整備・運営及び利用をすることから、様々な検討が必要となります。

その具体的内容の一部が…

「新たなごみ分別」、「家庭ごみの有料化」

であり、この2点については、市民生活に直結する重要な問題であるため、市民コメント制度により、みなさんからのご意見をお聞きします。

新たなごみ広域処理施設

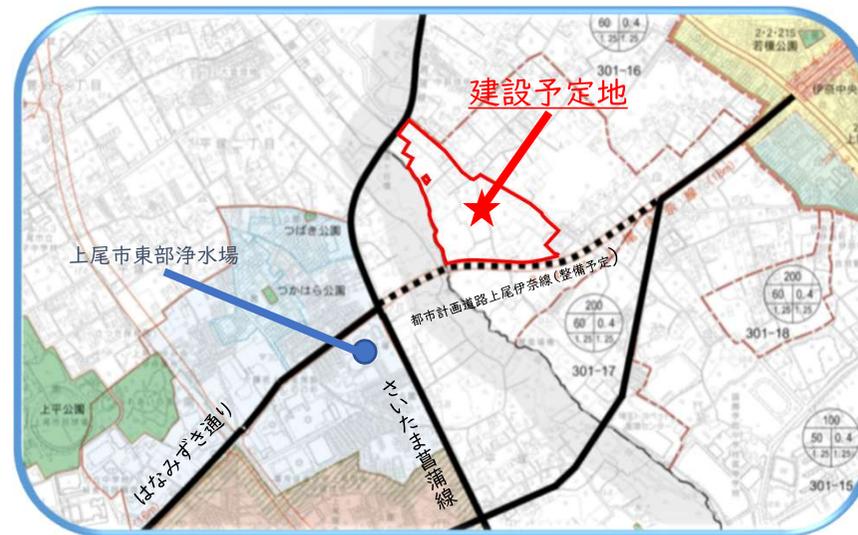
新たなごみ広域処理施設整備には、多額の建設費がかかります。その額は、概算事業費で**598億円**を見込んでいますが、この莫大な事業費を両市町ですべて負担するわけではなく、循環型社会形成推進交付金という国からの交付金**165億円**を充当することを予定しています。

しかし、無条件で交付金を活用できるわけではなく条件があります。その条件となっているのが、**プラスチックの資源化と家庭ごみ有料化の検討**であり、現在調査研究をすすめています。

上尾伊奈資源循環組合はこちら☞



資料1 建設予定地



資料2 施設配置案

上尾伊奈ごみ広域処理施設整備基本計画(案)より抜粋



※施設配置案については、今後変更になる場合があります。

(1) 上尾市の現状

このページでは、具体的な内容に入る前に、本市の現状について整理していきます。

みなさんは、上尾市でどれだけのごみが出されているか知っていますか。資料3は、西貝塚環境センターの収集結果ですが、**家庭ごみ収集量は過去5年間減り続けています**。また、家庭ごみ収集量の90%近くを占めているのが、**可燃ごみ**ですが、こちらも同様に**減り続けている**ことがわかり、一人一人の意識が数値として現れてきています。

さて、数値として減り続けていることはわかるかと思いますが、実際にどれくらいごみを出しているのでしょうか。それが、右表の一番右列「家庭ごみ一人一日あたり」になります。令和6年時点で、**551㌔**という結果になっており、こちらも**減少**していることがわかりますが、はたして、この数値は多いのか少ないのか。この数値について考えてみましょう。

毎日500mlペットボトル1本分くらいのごみ量を23万人が出し続けています。そう考えると、もっとごみ量は減らせませんか。新施設は、西貝塚環境センターよりも小さく、さらに、伊奈町と共同で使用されます。私たち一人一人の意識がいかに大切かがわかりますね。

次に、どのようなものが捨てられているかについて見ていきます。資料4は、可燃ごみとして捨てられている物の割合を円グラフにしたものです。

このグラフから、可燃ごみとして捨てられている物の**約半分は紙布類**であることがわかります。特に紙類については、資源物として回収できれば再生紙として生まれ変わることができます。もちろん、材質や汚れもあるので、全て再生紙になるわけではありませんが、可燃ごみとして出されたうちの半分でも再利用できればごみ量を大きく減らすことができるのはおわかりいただけるでしょう。

次に多いのが**ビニール、合成樹脂、ゴム製**のもので30%を超えています。このうち、ビニールと合成樹脂については、石油を原料としており、再資源化が可能です。

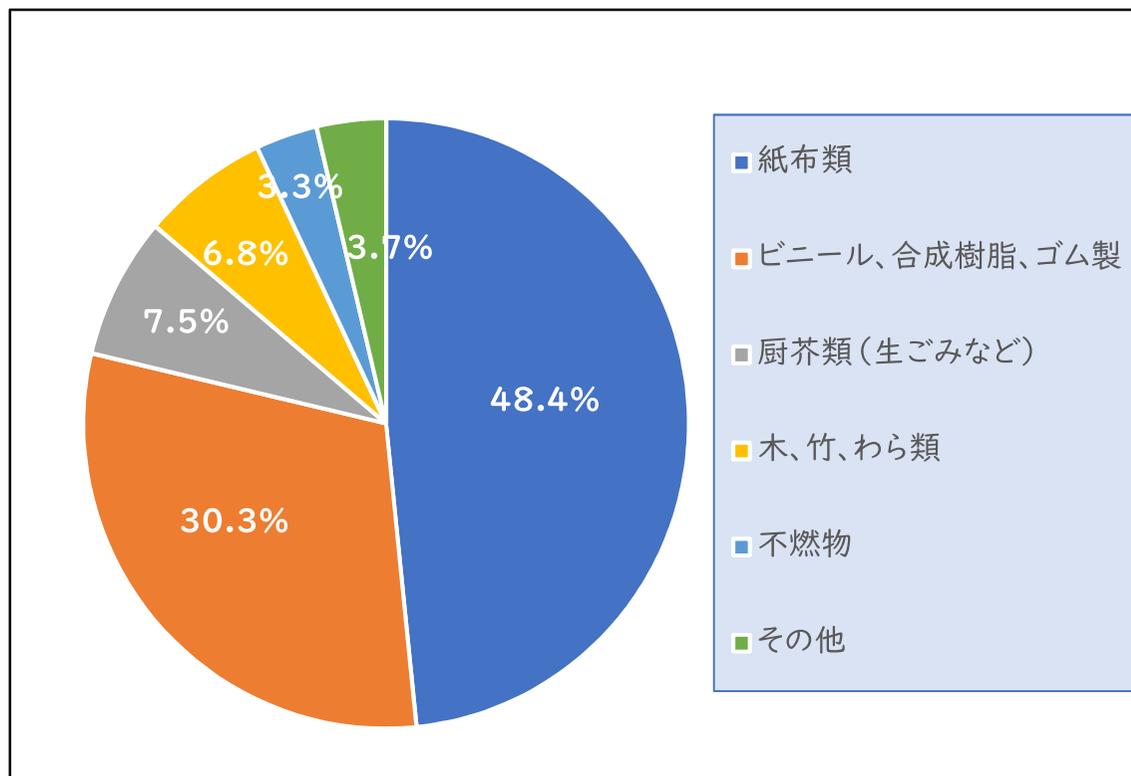
そして、3番目に多いのが**厨芥類**(ちゅうかいりい)。いわゆる生ごみです。R5年度全国の食品ロス量は**464万ト**と環境省が公表していて、その約半分は家庭から出されています。その原因として、「直接廃棄」「食べ残し」「過剰除去」の3つが挙げられていますが、どれも意識一つで変えられるものばかりとなっています。

資料3 ごみ収集量実績

小数点以下、四捨五入

| 年度 | 人口 (10月1日現在) | 家庭ごみ 収集量 | (うち可燃物) | 家庭ごみ 一人一日 あたり |
|----|-----------------|-------------|--------------|---------------------|
| R2 | 229,265人 | 51,942.86ト | (44,835.15ト) | 619㌔ |
| R3 | 230,245人 | 50,103.58ト | (43,522.76ト) | 596㌔ |
| R4 | 230,427人 | 48,933.63ト | (42,630.77ト) | 582㌔ |
| R5 | 230,164人 | 46,992.32ト | (40,689.31ト) | 559㌔ |
| R6 | 230,123人 | 46,437.23ト | (40,419.77ト) | 551㌔ |

資料4 ごみ質分析



(2) プラスチックごみについて

ここからは、国の方針を受け、プラスチックごみ（資料5参照）に対する本市の経過について整理をしていきます。

本市では、令和4年3月に**上尾・伊奈広域ごみ処理基本計画**を策定しました。この計画では、上尾市と伊奈町が広域ごみ処理を推進し、新施設の整備・運営において具体的に事業を進めるため、**両市町において必要な調整・統一すべき条件やルールなどについて現状を整理し、課題を抽出した上で将来の統一的な基本方針を定め、ごみ処理の広域化に係る基本的事項を明らかにすることを目的としています。**

具体的には、広域化を見据え、伊奈町ですでに行われている**プラスチック製容器包装**を資源化することとしました。

また、同年4月に「**プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和三年法律第六十号）**」が施行され、第6条（地方公共団体の責務）において「**市町村は、その区域内におけるプラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び分別収集物の再商品化に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。**」と規定され、プラスチック製食器やハンガーやバケツなど**プラスチック製品の資源化が努力義務**とされました。

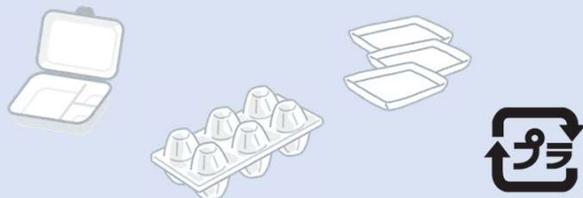
さらに、プラスチック製容器包装とプラスチック製品の分別収集、再商品化に必要な措置を行う事が、新施設整備で活用する**循環型社会形成推進交付金**の交付要件となりました。

これらの流れを受け、令和7年1月に本市の一般廃棄物の減量などについて審議する**上尾市廃棄物減量等推進審議会**において、プラスチック製容器包装とプラスチック製品についての審議を行い、**分別収集・資源化**していく方針としました。

資料5 プラスチックごみ

【プラスチック製容器包装】

- ・弁当の容器
- ・卵パック
- ・食品トレー
- ・プラマークがついているもの etc…



【プラスチック製品】

- ・プラスチック製食器
- ・ハンガー
- ・バケツ etc…



資料6 本市の経過

- 令和4年3月 **上尾市・伊奈町ごみ処理基本計画策定**
☑プラスチック製容器包装を資源化する
- ↓
- 令和4年4月 **プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律施行**
☑プラスチック製品の資源化が努力義務となる
- ↓
- 令和7年1月 **上尾市廃棄物減量等推進審議会**
☑プラスチック製容器包装とプラスチック製品ともに分別収集・資源化する方針とする

第2章 新たなごみの分別

(1) 新旧対照表

さて、いよいよ本題へと入っていきます。第1章では、本市の現状やこれまでの経過について整理をしてきました。第2章では、新たなごみ分別について掘り下げて説明をしていきます。

まず、このページでは「現在の分別区分」と「新たな分別区分(案)」を比較してどのように変わるかを説明していきます。前述のとおり、本市は令和4年3月に上尾・伊奈広域ごみ処理基本計画を策定し、両市町において必要な調整・統一すべき条件やルールを定めることとしており、その一つが**ごみの分別**です。なぜ、ごみの分別が必要かみなさんも考えてみてください。両市町で統一されていない分別を行っている場合、新施設に運ばれてきたごみを仕分けるため多くの費用と時間が必要になります。今まで両市町それぞれの分別区分で過ごしてきて、いきなり全てを統一することは難しいですが、事前に統一できるものを統一することは非常に重要になります。それを踏まえ、資料7をご覧ください。変更点について、説明をしていきます。なお、朱書き部分については名称変更(伊奈町との名称統一)のため説明は省略します。

①プラスチック

前述のとおり、プラスチックは分別収集・資源化することが国の方針となっています。本市においても同様の方針で進めていくことを決定しました。**プラスチック**の分別区分を新設することは、「新たなごみ分別区分(案)」におけるもっとも重要な変更点と言えます。

②小型家電

私たちの生活は便利になっている反面、危険も存在します。その最たるものがリチウムイオン電池です。現在、全国各地の焼却場でリチウムイオン電池が原因となる火災が相次いでいます。その火災を予防するためにも**小型家電**の分別区分を新設します。

③割れガラスや鏡など

割れガラスや鏡などは、現在ガラスの日に出すこととなっています。「新たな分別区分(案)」では、金属くずや陶器くずと同じ**不燃ごみ**とします。

④ビン

伊奈町では、透明ビンと色付きビンの日を設定しています。現在本市では、その区分を設定しておりませんが、新たに**ビン**の分別区分を新設し、資源化します。なお、本市においては色分け江は行わない予定です。これにより**ガラスの分別区分がなくなる**こととなります。

まとめると、現在は6つの分別区分だったものが、「新たな分別区分(案)」では、8つの分別区分となります。また、区分内における対象が変わるものもあります。次のページでは、その点について説明していきます。

資料7 新旧対照表

| 現在の分別区分 | 新たなごみ分別区分(案) |
|------------------|--------------|
| 可燃物 | 可燃ごみ |
| | ① プラスチック |
| ペットボトル | ペットボトル |
| 紙類・布類 | 紙類・布類 |
| 飲料缶・スプレー缶 | 飲料缶・スプレー缶 |
| 金属・陶器・ リチウム電池 | ② 小型家電 |
| | ③ 不燃ごみ |
| ガラス | ④ ビン |

(2) 各分別における対象物

このページでは、新たな分別区分(案)において、どのようなものが対象物となるのかを資料8に挙げており、変更点について朱書きしています。

このうち、割れガラスや鏡が不燃ごみとして回収することやプラスチックについては前述しているため省略します。また、ビンについては、透明ビンと色付ビンに分けていますが、同表右側「対象物(例)」のとおりです。

ここでは、小型家電の対象物について例を挙げていきます。

①リチウムイオン電池を**含まないもの**
例) ヘアドライヤー、ACアダプター、トースターetc

②リチウムイオン電池を**含むもの**
例) デジタルカメラ、携帯電話、モバイルバッテリー、ゲーム機、電動歯ブラシ、電動シェーバー、電子タバコ、加熱式タバコ etc…

【環境政策課調べ】

・埼玉県内63自治体のうち、52自治体回答
総資源化率
埼玉県平均…27.93%
上尾市…17.51%



分別しましょう!
資源物は生まれ変わります

資料8 対象物一覧

| 新たな分別区分(案) | | 対象物(例) |
|------------|-----------|--|
| 可燃ごみ | | 生ごみ、紙くず(資源化できないもの)、木・枝・葉、布類(汚れのひどいもの)、布団・カーペット類、革製品 |
| 不燃ごみ | | 金属くず、陶器くず、 割れガラス、鏡 ※電化製品(粗大ごみサイズ未満)は小型家電 |
| 資源物 | ペットボトル | ペットボトル(PETマークのあるもの) |
| | 紙類・布類 | 新聞紙、雑誌、雑紙、ダンボール、布類、古着 |
| | 飲料缶・スプレー缶 | スチール缶、アルミ缶、スプレー缶、カセットボンベ |
| | ビン | 透明ビン(めんつゆ、インスタントコーヒー) 色付ビン(ジュース、酒) |
| | プラスチック | プラスチック製容器包装、プラスチック製品 |
| 小型家電 | | ① リチウムイオン電池を 含まないもの ② リチウムイオン電池を 含むもの ※大きさが60cm×30cm×30cm以内のもの |

資源物について

みなさんは、**資源物**という言葉を知っていますか。資源物とは、簡単に言えば**ごみではなく再利用できるもの**です。

P.2の資料4で本市の現状について説明しましたが、ごみとして出されている物の中にもプラスチックや紙などの資源物が含まれています。資源物をしっかりと分別できればごみ量は減っていきます。

本市で可燃ごみとして最も出されているのは**紙類・布類**で**約50%**です。材質や汚れにもよりますが、もし半分が資源物となればごみ量が相当数減ることになります。是非、みなさんも資源物について意識をしてみてください。

(3) 収集区分(回収スケジュール)の見直し

さて、このページでは収集区分(回収スケジュール)の見直しについてです。現在、本市の「ごみ収集カレンダー」では、収集区分がA~Dの4つに分かれています。資料9では、可燃ごみが月・木曜日のパターンを例として、現行と見直し案を比較しポイントを整理していきます。

①プラスチック

最も大きな変更となっており、**週1回**プラスチックの日を設けています。

②小型家電

新たに小型家電の日を**月1回**設けています。

③紙類・布類

現在、月1回の収集となっていますが、分別の推進による収集量の増加が見込まれることや近隣自治体の状況も参考にし、**月2回**に収集回数を増やしています。

④ビン

新たにビンの日を**月1回**設けています。

「現行」では、何も収集しない日がありますが、「見直し案」では毎日収集するようになっています。小型家電は発火の危険性があり大変危険です。その小型家電を除けば増えているのはプラスチック、紙類・布類、ビンで、どれも資源物です。それだけ資源物を分別することは大切です。みなさんと協力して取り組んでいきましょう。

資料9 収集区分(回収スケジュール)の見直し(案)

【現 行】

| 週 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 |
|----|-----|---|---------------|-----|--------|
| 第1 | 可燃物 | | 紙類・布類 | 可燃物 | ペットボトル |
| 第2 | 可燃物 | | 飲料缶・スプレー缶 | 可燃物 | |
| 第3 | 可燃物 | | | 可燃物 | ペットボトル |
| 第4 | 可燃物 | | 金属・陶器 リチウム | 可燃物 | ガラス |



【見直し案】

| 週 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 |
|----|------|--------|-----------|------|----------|
| 第1 | 可燃ごみ | 不燃ごみ | ② 小型家電 | 可燃ごみ | ① プラスチック |
| 第2 | 可燃ごみ | ペットボトル | ③ 紙類・布類 | 可燃ごみ | ① プラスチック |
| 第3 | 可燃ごみ | ④ ビン | 飲料缶・スプレー缶 | 可燃ごみ | ① プラスチック |
| 第4 | 可燃ごみ | ペットボトル | ③ 紙類・布類 | 可燃ごみ | ① プラスチック |

第5週があった場合、可燃ごみ・プラスチックのみ収集。

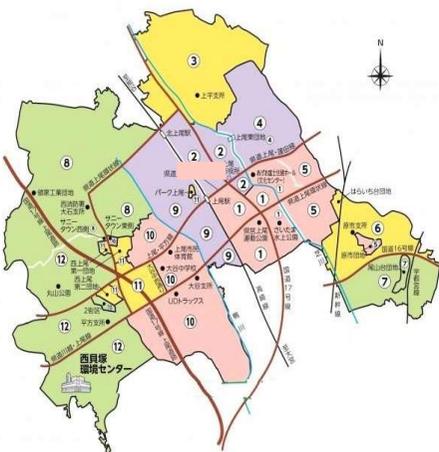
(4) 今後のスケジュール予定

| 項目 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 | R12 | R13 | R14 | R15 |
|---------------|----|----|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 市民コメント制度 | | | | | | | | | |
| 方針決定 | | | | | | | | | |
| 周知(広報、住民説明会等) | | | | | | | | | |
| 暫定実施 | | | | | | | | | |
| 本格実施 | | | | | | | | | |

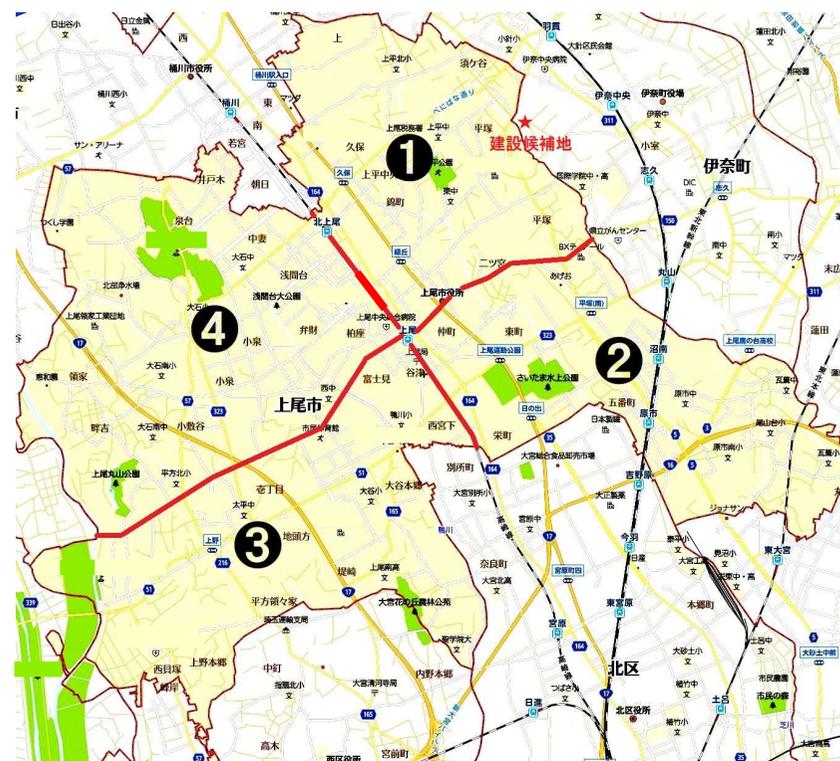
このスケジュールは、令和8年3月時点のものであり、今後変更となる場合があります。

(参考) ごみ収集区域の見直し

ごみ収集区域【現行】



ごみ収集区域【見直し案】



見直し案区域別世帯数・人口目安(R7.4.1現在)

| 区域 | 世帯数 | 人口 |
|--------|-----------|----------|
| ①(東・北) | 約25,300世帯 | 約54,500人 |
| ②(東・南) | 約30,200世帯 | 約62,700人 |
| ③(西・南) | 約20,400世帯 | 約43,500人 |
| ④(西・北) | 約33,100世帯 | 約69,300人 |

※複雑な現行の収集区域を見直し、高崎線(東西)・駅前通り(南北)を基準に東西南北で明確な収集区域の区分に改正する。

第3章 家庭ごみの有料化

第3章は、家庭ごみの有料化についてです。

詳細の説明の前に、なぜ家庭ごみの有料化について検討することになったのか、ということから説明をしていきます。

P.1で新施設について、簡単な説明をしました。当然、新施設には多額の建設費(概算事業費598億円)がかかります。そのすべてを両市町で負担するわけではなく、国から交付される**循環型社会形成推進交付金**(約165億円)を建設費に充当することを予定していて、**プラスチックの資源化**や**ごみの有料化の検討**がその**交付要件**となっていることから検討が必要となります。

(1) 一般廃棄物処理有料化の手引き

それでは、詳細の説明に入っていきます。「一般廃棄物処理有料化の手引き」は、平成19年6月(令和4年3月改訂)に環境省が市町村向けに作成したもので、有料化の導入又は見直しを検討する際に参考となることを手引きとしてまとめたものです。

そもそも**有料化**とはどのような行為を指すかという、手引きでは「**市町村が一般廃棄物処理についての手数料を徴収する行為を指す。**」と定義しています。少しわかりにくいですが、具体的には、**手数料を上乗せした指定有料ごみ袋を販売することが有料化の一般的な方法**となっています。本市では、令和7年度第1回上尾市廃棄物減量等推進議会において審議を開始し、一般廃棄物の区分(可燃ごみ・不燃ごみ・資源ごみ)のうち、**可燃ごみ**について有料化を検討しています。

また、有料化を行う目的や効果として挙げられるのは、資料10のとおり4項目があり、「**ごみを捨てることは費用がかかる**」という意識が働くことにより、ごみの減量を見込むことができるものとなっています。

このページでは、有料化の定義、目的や効果について整理をしました。次ページで有料化がどれほど導入されているか。埼玉県での導入割合について説明していきます。

資料10 有料化の目的及び期待する効果

| 目的 | 効果 |
|---------------|--|
| ①排出抑制や再生利用の推進 | 費用負担を軽減しようとするにより、ごみ排出量の抑制が期待できる。 |
| ②公平性の確保 | ごみ排出量に応じて手数料を徴収することから、費用負担が公平となる。 |
| ③住民や事業者の意識改革 | 有料化導入により、住民は費用負担が発生することになり、市町村が住民や事業者に対し処理費用等の説明をする機会が増える。それにより意識改革が期待できる。 |
| ④その他の効果 | ごみ排出量が抑制されることで、焼却処理や最終処分量減少、再生利用の促進が期待できるうえに収集運搬費用や処理費用の低減が期待できる。 |



(2) 導入状況

資料11 家庭ごみの有料化を導入している地域別市町村の数

| 区分 | 都道府県名 | 全市区町村数 (A) 収集なしを除く | 有料化市町村数 (B) | | | 有料化率 (B/A) (%) | 区分別 有料化率 (%) |
|-------|-------|-----------------------|-----------------|-----|-------|----------------|-----------------|
| | | | 排出量 単従 量型 | その他 | 計 | | |
| 北海道 | 北海道 | 154 | 125 | 16 | 141 | 91.6% | 91.6% |
| 東北 | 青森県 | 40 | 20 | - | 20 | 50.0% | 46.4% |
| | 岩手県 | 32 | 1 | - | 1 | 3.1% | |
| | 宮城県 | 35 | 11 | - | 11 | 31.4% | |
| | 秋田県 | 24 | 13 | 1 | 14 | 58.3% | |
| | 山形県 | 35 | 29 | 1 | 30 | 85.7% | |
| 関東 | 茨城県 | 44 | 15 | 2 | 17 | 38.6% | 40.7% |
| | 栃木県 | 25 | 14 | - | 14 | 56.0% | |
| | 群馬県 | 35 | 14 | 2 | 16 | 45.7% | |
| | 埼玉県 | 61 | 10 | - | 10 | 16.4% | |
| | 千葉県 | 54 | 34 | 2 | 36 | 66.7% | |
| | 東京都 | 62 | 27 | 1 | 28 | 45.2% | |
| | 神奈川県 | 31 | 6 | - | 6 | 19.4% | |
| | 新潟県 | 30 | 21 | 4 | 25 | 83.3% | |
| | 富山県 | 15 | 10 | - | 10 | 66.7% | |
| | 石川県 | 19 | 15 | 1 | 16 | 84.2% | |
| 中部 | 福井県 | 17 | 5 | 1 | 6 | 35.3% | 63.6% |
| | 山梨県 | 27 | 8 | 1 | 9 | 33.3% | |
| | 長野県 | 77 | 46 | 14 | 60 | 77.9% | |
| | 岐阜県 | 42 | 30 | 7 | 37 | 88.1% | |
| | 静岡県 | 35 | 17 | - | 17 | 48.6% | |
| 近畿 | 愛知県 | 54 | 18 | 3 | 21 | 38.9% | 58.6% |
| | 三重県 | 29 | 9 | - | 9 | 31.0% | |
| | 滋賀県 | 19 | 11 | 1 | 12 | 63.2% | |
| | 京都府 | 25 | 11 | 2 | 13 | 52.0% | |
| | 大阪府 | 39 | 12 | 10 | 22 | 56.4% | |
| | 兵庫県 | 40 | 17 | 1 | 18 | 45.0% | |
| 中国 | 奈良県 | 39 | 26 | 2 | 28 | 71.8% | 79.4% |
| | 和歌山県 | 29 | 25 | 2 | 27 | 93.1% | |
| | 鳥取県 | 19 | 19 | - | 19 | 100.0% | |
| | 島根県 | 19 | 18 | 1 | 19 | 100.0% | |
| 四国 | 岡山県 | 27 | 20 | 1 | 21 | 77.8% | 85.2% |
| | 広島県 | 23 | 13 | - | 13 | 56.5% | |
| | 山口県 | 19 | 12 | 1 | 13 | 68.4% | |
| | 徳島県 | 23 | 15 | 1 | 16 | 69.6% | |
| | 香川県 | 17 | 16 | - | 16 | 94.1% | |
| 九州・沖縄 | 愛媛県 | 20 | 14 | 3 | 17 | 85.0% | 78.5% |
| | 高知県 | 28 | 25 | 1 | 26 | 92.9% | |
| | 福岡県 | 58 | 54 | 1 | 55 | 94.8% | |
| | 佐賀県 | 20 | 19 | - | 19 | 95.0% | |
| | 長崎県 | 21 | 17 | 2 | 19 | 90.5% | |
| | 熊本県 | 45 | 34 | 1 | 35 | 77.8% | |
| | 大分県 | 18 | 16 | 1 | 17 | 94.4% | |
| 宮崎県 | 26 | 15 | - | 15 | 57.7% | | |
| 鹿児島県 | 41 | 17 | 1 | 18 | 43.9% | | |
| 沖縄県 | 41 | 33 | 1 | 34 | 82.9% | | |
| 全国 | | 1,689 | 984 | 89 | 1,073 | 63.5% | 63.5% |

一般廃棄物有料化の手引きより抜粋

さて、全国ではどれくらい家庭ごみの有料化が導入されているでしょうか。資料11をご覧ください。この調査は環境省が「平成30年度一般廃棄物処理実態調査」を実施したときの結果になります。実は全国自治体の**63.5%**が家庭ごみの有料化を導入しています。この資料から、北海道、四国エリアは有料化率が比較的高い地域であることがわかります。関東に目を向けて見てみると全体で**40.7%**にとどまっております。埼玉県にいたっては**16.4%**と低い水準であることがわかります。

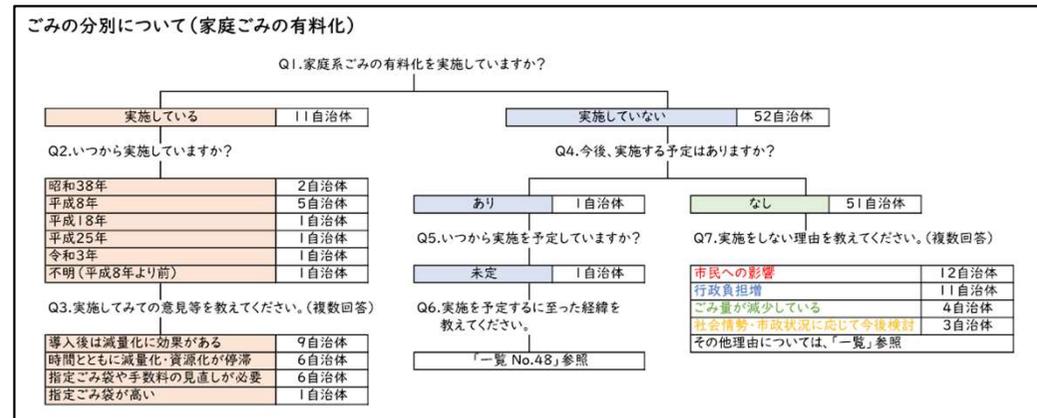
また、本市では、令和7年度に埼玉県内全自治体に独自で家庭ごみの有料化に関する調査を行いました。資料12はその集計結果ですが、依然として家庭ごみの有料化を導入している自治体が少ないことがわかります。

この調査により、有料化導入後は**ごみの減量に効果がある**ことがわかりました。しかし、経過年数が長くなった場合に、**減量化や資源化が停滞したり、手数料の見直しが必要**となることもわかります。

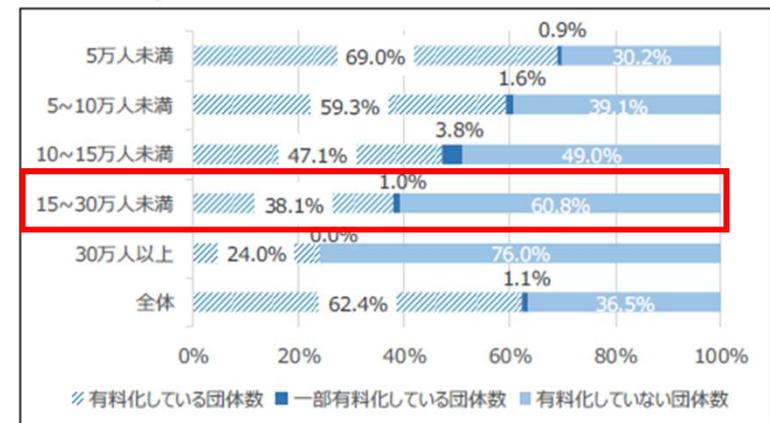
本市を含め、有料化を導入していない自治体は52自治体あり、その理由として最も多いのは「**市民への影響が大きい**」というものでした。

次に、人口規模で違いがあるかを見ていきましょう。資料13をご覧ください。この資料は上部ほど人口が少なくなっていて、「有料化している団体数」と「一部有料化している団体数」は**人口規模が少ない方が有料化導入割合が高い**ことがわかります。本市は、平成30年度当時(4月1日時点)の人口が228,387人で「15~30万人未満」に該当しますが、有料化導入割合は39.1%にとどまっています。**有料化の導入は、人口規模が多くなると難しくなる**と言えるでしょう。

資料12 埼玉県内全自治体調査



資料13 人口規模別割合



一般廃棄物有料化の手引きより抜粋

(3) 有料化導入の基礎的研究

「一般廃棄物処理有料化の手引き」では、有料化導入について検討を行う際には、**現状把握**と**課題整理**が必要だとしていて、以下①～④の4項目について検討することを求めています。

①一般廃棄物排出量 **②資源化・リサイクルの状況** **③一般廃棄物処理に係る財政負担状況** **④住民意識**

本市では、この4項目について再び調査を実施し、埼玉県内自治体との比較を行うことで客観的な**現状把握**とそこから見えてくる**課題整理**を行いました。資料14は、集計結果をまとめ本市と埼玉県平均を比較したもので、この現状から本市における課題が見えてきます。

資料14 有料化導入の基礎的研究

(令和6年度実績)

| 項目 | 詳細 | 埼玉県平均 | 上尾市 |
|-------------------|---------------------|-------------|---------------------------|
| 人口 | — | 130,316人 | 230,123人 |
| ①一般廃棄物排出量 | 一般廃棄物排出量 (資源物除く) | 29,148t | 41,996t |
| | 1人あたり排出量 | 550g | 499g(※) |
| ②資源化・リサイクルの状況 | 総資源化量 | 7,239t | 10,223t |
| | 総資源化率 | 27.93% | 17.51% |
| ③一般廃棄物処理に係る財政負担状況 | 一般廃棄物処理総量 | 58,336.5t | 54,192.5t |
| | 一般廃棄物処理経費 | 1,736,462千円 | 4,186,611千円 |
| | 処理量単価(+単価) | 52,367円 | 77,254円 |
| | 1人あたり経費 | 13,960円 | 18,193円 |
| ④住民意識 | 有料化が必要 | — | (H30) (R5) 35.9%→31.5% |
| | 有料化は必要ない | — | (H30) (R5) 52.7%→61.6% |

※P.2資料3「家庭ごみ一人一日あたり」と算出方法が異なるため数値は一致しない。
本表(資料14)については、「可燃物+不燃物+粗大ごみ+ふれあい収集」で計算されている。

①一般廃棄物排出量(少ない方が良い)

資源物を除く一般廃棄物排出量から導きだされる1人あたり排出量は、埼玉県平均よりも少なくなっている。また、本市における排出量は年々減少している。

②資源化・リサイクルの状況(高い方が良い)

総資源化率は、埼玉県平均よりも10%低くなっている。本市では、プラスチックを可燃ごみの日に出していることが要因の1つになっている。新たな分別区分では、プラスチックの日を新設することで総資源化率の増加が見込まれる。

③一般廃棄物処理に係る財政負担状況(低い方が良い)

処理量単価、1人あたり経費ともに埼玉県内平均を上回っている。令和6年度は、西貝塚環境センターの基幹的設備改良工事に着手したため高くなっているが、着手前は埼玉県内平均よりも低い。

④住民意識

平成30年度と令和5年度に「ごみ袋の有料化」について、市民調査を実施している。結果は有料化が必要とする割合が下がり、必要ないと考える住民の割合が増加している(P.11資料15参照)。

戸別収集について

さらなるごみの減量化や住民サービスの向上のため、ごみの有料化と合わせて、玄関や家の入口などにごみを出し、一軒、一軒、戸別に収集する「**戸別収集**」を実施している自治体があります。関東圏内では東京西部の多摩地域で多くの自治体の実施していますが、埼玉県内ではまだ実施事例はありません。「戸別収集」は、ごみ集積所の設置場所などの問題を解決する一方で、不法投棄の増加やカラス対策、継続性への懸念など課題もあります。

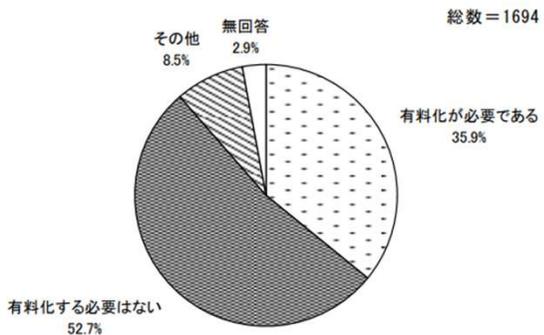
本市についても、戸別収集の可能性について検討しましたが、以下の理由により現段階では実施は極めて困難であると判断しました。

- ・収集に係る費用と人員が、約3倍となる
- ・社会的な労働人口不足の中で大幅に人員を確保することは難しい
- ・大きな車が入れない場所があり、車を入れ替える必要がある
- ・将来、人員不足等により戸別収集ができなくなった時に、元の集積所での収集に戻すことが困難である

資料15 市民意識調査

(10) 「ごみ袋の有料化」について

■問 17 地球環境やごみ処理施設の負担軽減のため、ごみの減量化を図ることは重要です。現在、ごみ処理のために年間一人当たり約1万円の税金が投入されています。ごみの減量化を図るための一つの手法として、「ごみ袋の有料化」が考えられますが、この有料化について、あなたはどのように考えますか。(1つだけに○)



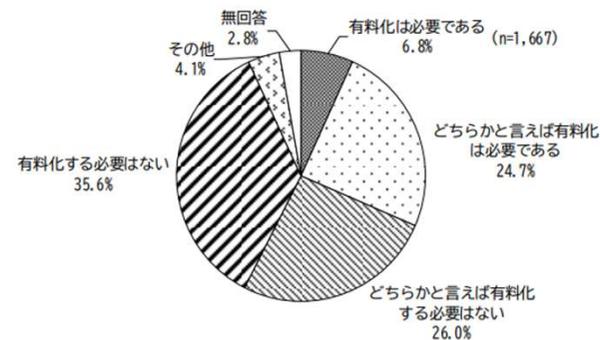
平成30年度

【必要】 35.9%

【必要ない】 52.7%

(4) ごみ袋の有料化

■問 9 ごみの減量化を促進するために、指定ごみ袋料金に手数料を上乗せする「ごみ袋の有料化」が手法の一つとしてあります。(手数料を上乗せしていない、単なる指定ごみ袋は有料化にはあたりません。)市民の皆さんの負担が増加することになりますが、年間一人当たり約1.2万円かかっているごみ処理費用の一部軽減や、ごみの収集回数増加など新たなサービスの提供が期待されます。この有料化について、あなたの意見を聞かせてください。(1つだけに○)



令和5年度

【必要(どちらかといえばを含む)】 31.5%

【必要ない(どちらかといえばを含む)】 61.6%

(4) 今後のスケジュール予定

| 項目 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 | R12 | R13 | R14 | R15 |
|------------|----|----|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 市民コメント制度 | | | | | | | | | |
| 方針決定 | | | | | | | | | |
| ※徴収方法・金額検討 | | | | | | | | | |
| ※周知(方法未定) | | | | | | | | | |
| ※本格実施 | | | | | | | | | |

※については、有料化実施の場合のみ

このスケジュールは、令和8年3月時点のものであり、今後変更となる場合があります。

第4章 市民コメント制度

「ごみの分別」について、資料をご一読いただき誠にありがとうございました。

「**新たなおみの分別**」及び「**家庭ごみの有料化**」について、市民コメント制度に基づき、以下のとおり意見を募集します。

いただいたご意見は、令和8年度に開催予定の上尾市廃棄物減量等推進審議会でも活用し、市民の皆様のご意見として審議の資料とさせていただきます。

(参考)

上尾市市民コメント制度要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市民の生活に大きな影響を及ぼす施策等の立案について、市民の誰もが意見を述べる機会を保障し、市民への説明責任を果たすとともに、市民の市政への参画の促進を図るため、市民コメント制度を設け、もって構成で民主的な開かれた市政を推進することを目的とする。

質問事項 (1)ごみ広域処理施設の整備に伴う「新たなおみの分別」
(2)ごみの排出量削減等を目的とした「家庭ごみの有料化」

募集期間 令和8年3月1日(日)～3月31日(火) 1カ月間

対象者 (1)市内に在住・在勤・在学の人
(2)市内に事務所・事業所・固定資産を有する人
(3)利害関係人

提出方法 自由記述方式
(1)直接持参
(2)郵送(当日消印有効)
(3)ファックス(048-775-9872)
(4)メール(s251000@city.ageo.lg.jp)
(5)入力フォーム(QRコードを読み取ってください) 

入力フォーム



問い合わせ 上尾市環境経済部環境政策課
〒362-8501 上尾市本町三丁目1番1号
電話:048-775-6925 / ファックス:048-775-9872
メール:s251000@city.ageo.lg.jp

貴重なご意見お待ちしております!